

障害児福祉手当

○対象者

・ 次のいずれかの障害のため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の方

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の一部
- ②療育手帳 A 1・A 2 の一部
- ③精神障害・血液疾患等で、上記 2 つと同程度以上の障害であって、日常生活において常時介護を必要とする方

※障害者手帳の等級は目安です。手当の認定基準に当てはめた場合に必ずしも認定されるとは限りません。

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①所得が一定以上あるとき
- ②障害児入所施設等入所者
(グループホームや児童自立支援施設など、施設入所に該当しない施設もあるため、まずは福祉事務所へご相談下さい)
- ③障害を理由とする公的年金受給者

○支給時期と支給額

・ 支給は、受給者の名義の金融機関の口座に年 4 回の振込により行います。

【月額】 15,690 円 (令和 6 年 4 月分から)

支給月分	支給月
11 月～1 月分	2 月
2 月～4 月分	5 月
5 月～7 月分	8 月
8 月～10 月分	11 月

※原則 支払月の 10 日に支給されます。(10 日が土・日・祝日の場合、直前の平日)

○申請について

- ・認定請求書を提出した日の属する月の翌月分から支給になります。

必要書類等

1. 認定請求書（マイナンバーの記入欄があります）
2. 所得状況届
3. 印鑑
4. 診断書（障害児福祉手当用様式）
5. 受給者名義の通帳の写し
6. 同意書

○所得状況届

- ・8月に現在における状況で、受給資格者の確認をするための届出です。
- ・8月12日～9月11日までに必要事項と必要書類を揃えて提出してください。

必要書類等

1. 所得状況届
2. 印鑑
3. 同意書